

監事監査報告書

2023年5月26日

学校法人 明治学院
理事会 御中

私たち学校法人明治学院監事 辻 泰一郎、真崎 修は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第23条の定めに従い、2022年4月1日から2023年3月31日までの本法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。その結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

監事は全ての常務理事会、理事会、評議員会に出席し意見を述べたほか、理事長、学院長、学長、高校長、中学・東村山高校長、総務担当理事、財務理事など業務執行理事から業務の報告を聴取するとともに、重要部局の責任者にヒアリングを行いました。それらを通じて学院の現況及び将来の展望（事業計画、中期計画等）、教学全般の状況（入試、就職、明治学院教育ビジョン、補助金の採択状況等）、法人の法務関連の対応状況、並びに財務の状況について把握するように努めました。

監査の実施にあたっては、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から報告及び重要事項についての説明を受けて意見の交換を行い、またその実査にも立ち会いました。さらに、業務監査を実施し、重要な決裁書類の提出を受けてこれを閲覧し、監査しました。

2. 監査の結果

- 本法人の業務に関しては、適切な手続きを経て行われており、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、建学の精神に立って良質な教育を実践するために適切な運営が行われていると認めます。
- 本法人の財産に関しては、財務報告の適正性を担保する内部統制を整備運用し、それに基づき法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書が作成され、また、法人財産の保全及び財産運用の健全性と透明性が、法令及び寄附行為に従っていると認めます。
- 上記を踏まえ理事の業務執行に関しては、適正に行われていると認めます。

3. その他の所見

- 新型コロナウイルス感染症に対し、明治学院の運営に携わる理事・教職員が迅速かつ適切に対応していることを評価します。
- 「情報数理学部」の新設に向けた対応や高校における新校舎竣工に伴う新たな環境での教育を含め、教育活動の更なる充実・発展に取り組むことを望みます。
- 私学法の改正及び認証評価を踏まえた対策を講じ、学院、大学のガバナンスが一層強化されることを期待します。

学校法人明治学院

監 事 辻 泰一郎 ㊟

監 事 真崎 修 ㊟